

# 告 示

埼玉県告示第九百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

モラージユ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲三千五百六十四番地外

### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

一 近隣住民から騒音等に関する苦情が発生する可能性があるため、良好な生活環境の保全に必要な対策を講じるとともに、苦情が発生した場合は誠意をもってその解決に当たること。

二 一定規模（二〇台収容又は面積五〇〇平方メートル）以上の駐車場を設置する場合は、埼玉県生活環境保全条例の規定により、利用者にアイドリング・ストップを周知する義務があることから、看板等を設置すること。

## 二 縦覧期間

平成二十四年六月二十九日から平成二十四年七月三十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター